

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
包括外部監査人	竹中 雅史	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日	△:検 討 中 検討中のもの
監査委員公表日	令和6年12月23日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
260	12	53	325

第3部 各論(個別の補助金等の監査の結果)

第1 実行委員会(類似団体含む)

- 1 特別展「川端康成と東山魁夷 美と文学の森」開催負担金
- (3) 実行委員会の収入の取扱い

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 実行委員会が事業により得る収入を的確に見積らせた上で、その収入を市の歳入とみなす処理(実行委員会の配分金支出とする処理)をさせず、適切に負担金の額を算出すべきである。	令和6年度の実行委員会事業予算について、指摘のとおり適切に算出し計上した。	○	ぎふ魅力づくり推進部	歴史博物館	25

7 やないづ境川ふれあい夏祭り2019事業負担金

(1) 負担金の根拠

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を提出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。	負担金拠出根拠、負担割合の決定方法等の明記が可能かどうかを含め、方向性を検討中である。具体的結論にむけ、引き続き検討を行い、令和6年度末までに結論を出す。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	39

第2 外郭団体

28 岐阜市学校給食会運営費補助金

(1) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その過程を記録に残すべきである。	学校給食会による給食物資の一括購入は、学校間での給食の質を均一化するとともに、スケールメリットのみならず、食材納入業者が倒産等した場合においても、他の業者が代行する仕組みが構築されるなど、学校毎に単独購入するより効率的かつ経済的に食材調達することが可能であることから、これを実施するための学校給食会への補助は必要だと判断している。また、補助金額については、事前の聞き取りで組織運営に支障がないことを確認した上で、補助金交付要綱の規定に基づき、総人件費の1/2を超えない範囲で予算化して支出している。事業完了後には、学校給食会から提出された実績報告書に基づき補助事業内容が適切か確認するとともに、令和2年度の包括外部監査の措置報告以降の書類を保存し、過程を記録している。	○	教育委員会	(学校保健課) 学校給食課	79

29 岐阜観光コンベンション協会運営負担金

(3) 見直し

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助の補助金に切り替え、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」を根拠にすべきである。もし、協会の運営費の一部を負担する必要性及び相当性を吟味した上で、必要性及び相当性が認められ、現状の負担金という形で継続するのであれば、これまでの経緯を取っ払ったゼロベースで、負担金額を決定するとともに、一定割合の負担率等を定めた負担金の根拠規程を設けるべきである。	令和5年度は市と協会における事業分担の見直し・統合により、一部の対象経費及び負担割合の整理を行った。また、令和5年度に協会が地域DMO候補法人登録申請を行い、今後これに伴う抜本的な事業精査を予定していることから、現時点で負担金の根拠規程を設けることはそぐわず、令和6年度は負担金として継続し、令和6年度末までに結論を出す。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	84

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
包括外部監査人	竹中 雅史	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日	△:検 討 中 検討中のもの
監査委員公表日	令和6年12月23日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
260	12	53	325

第6 地域

42 地区敬老会運営費補助金

(1) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。なお、飲食費は、受益者負担とし、補助対象経費から除くべきである。	地区毎に行われる敬老会の状況や敬老事業の意義に沿った補助対象経費について検討し、交付要綱を定めた。	○	福祉部	高齢福祉課	123

(2) 補助金の額

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象事業を地区敬老会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、出席者数を見込んだ敬老会の開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである。	補助対象経費を交付要綱に定め、令和6年度以降、要綱に基づいて補助金を交付するように事務手順を定めた。	○	福祉部	高齢福祉課	123
【意見】 高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい。	一括交付金については、自治会連合会を所管する市民協働推進部が、「協働のまちづくり推進計画2023-2027」の期間中に整理を行っており、次期計画策定時に一括交付金等制度の導入も含め地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指しており、その計画に沿った形で検討していくこととする。	△	福祉部	高齢福祉課	123

44 都市美化推進事業補助金

(2) 会計の混同

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 都市美化連絡協議会各支部の自治会連合会への統合等、自治会連合会の経理・報告事務の負担軽減を検討することが望ましい。	岐阜市都市美化推進連絡協議会の活動は、自治会連合会が主体となって実施しているところが多い。 しかし、自治会に加えて複数の地域団体を含めて活動するなど、支部として独立した運営を行っている地域もある。 そのため、一律的に各支部と自治連合会へ統合等するためには、丁寧な調整が必要である。 令和6年度においては、補助金の交付先が協議会となっている16地域の自治会連合会へ支部の運営方法や資金管理等についてヒアリングを実施する。 また、自治会連合会の活動を所管する市民活動交流センターにおいても、今後、自治会をはじめ、地域の各種団体を含めた「まちづくり協議会」の事業活動の合理化や補助金の整理に着手していくことであり、市民活動交流センターと連携し、自治会連合会の負担軽減が可能な補助金の運営について引き続き検討を進めていく。	△	環境部	資源循環課	132

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
包括外部監査人	竹中 雅史	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日	△:検 討 中 検討中のもの
監査委員公表日	令和6年12月23日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況（既に措置済みのもも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
260	12	53	325

45 自主防災組織強化対策補助金

(3) 補助対象経費（岐阜市自主防災組織連絡協議会）

指摘及び意見	措置状況（令和5年度末）	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 交付要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである。	補助対象経費を交付要綱に規定した。	○	都市防災部	都市防災政策課	136
【指摘】 支出の明細内訳を提出させ、補助対象経費とするかどうかの審査をした上で、交付すべきである。	交付申請時に支出予定の明細内訳を提出させ、補助対象経費であるか確認のうえ交付した。	○	都市防災部	都市防災政策課	136

(5) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況（令和5年度末）	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自主防災隊(団)及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書を提出させ、補助の必要のある額を交付するようにすべきである。	交付要綱において、補助対象事業、補助対象経費を規定した。交付申請時に支出予定の明細内訳を提出させ、補助対象経費であるか確認のうえ交付する。 補助率と補助上限額に関しては、能登半島地震を踏まえた他都市の状況や本市の災害対策の見直しを踏まえた各地域の実情を再度調査し、検討を行う。	△	都市防災部	都市防災政策課	137

第7 教育・保育

70 岐阜市学校保健会補助金

(4) 効果・経済性

指摘及び意見	措置状況（令和5年度末）	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その記録を残すべきである。	今年度はコロナの感染症法上の位置づけが5類になったことで、コロナ前に行っていた事業が再開された。補助金が使われる岐阜市学校保健研究大会は保健主事や養護教諭、学校医など学校保健関係者の研修の場として機能している。また、学校環境衛生活動や歯の優良校などの表彰も、子供の学習環境を整備したり、子供の歯磨きの意識を向上させるのに有効である。実際、齲歯のある子供は年々減少傾向にあり、子供たちの健康増進に寄与していると考えられるので、コロナ前の事業を実施していく。補助金の使途については学校保健会の監査もあり、記録は残っている。活動についても年1回の会報で知らせており、妥当性も担保されている。	○	教育委員会	(学校保健課) 学校安全支援課	193

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
包括外部監査人	竹中 雅史	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日	△:検 討 中 検討中のもの
監査委員公表日	令和6年12月23日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
260	12	53	325

第8 任意団体・社団法人・財団法人等

84 文化団体補助金

(1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金交付対象団体を限定すべき理由がなければ、公募すべきである。理由があるのであれば、あらかじめ限定した団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。	令和9年度までに団体補助金から事業補助金へ切り替えることとし、補助対象を明確にした要綱に改定する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	222

(2) 補助対象経費

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象経費は、個別具体的な費用を設定すべきである。	令和9年度を目途に団体補助金から事業補助金への切り替えに合わせ、個別具体的な費用を要綱に定める。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	222

(3) 補助金額の決定

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助対象団体が得ている収入や財産状況を考慮して補助金の額を定めるべきである。	財産状況に合わせた適正な補助金額の交付に向け、補助金交付団体に対し中期的な収支計画書の作成を依頼した。令和9年度までに団体補助金から事業補助金へ切り替えることとし、補助対象を明確にした要綱に改定する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	223

(5) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替え、岐阜市文化団体補助金としての総額を予算額とし、交付要綱において、補助対象とする団体の数、補助対象事業、補助対象経費の範囲、補助対象経費に対する補助率、1団体に対する補助金の上限を具体的に設定し、補助の必要のある額を交付するようにすべきである。	補助金交付対象団体を限定する理由がない団体に対する補助金交付の見直しを進めた。令和9年度までに団体補助金から事業補助金へ切り替えることとし、補助対象を明確にした要綱に改定する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化芸術課	224

85 文化財関連団体補助金

(4) 交付目的と事業評価

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 交付目的に即した適切な成果指標によって事業評価をすることが望ましい。	文化財を次世代へ継承することを目的とした事業を対象にした補助制度にすべく要綱を改正し、令和5年4月1日付けにて施行した。令和5年度は新要綱の下で実施する補助の初年度であり、新補助制度に係る成果指標については、令和5年度実績も踏まえつつ、令和6年度中に設定し、令和7年度から施行する予定である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	文化財保護課	227

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
包括外部監査人	竹中 雅史	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日	△:検 討 中 検討中のもの
監査委員公表日	令和6年12月23日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
260	12	53	325

87 青少年各種団体運営費補助金

(3) 補助の見直し(ガールスカウト岐阜市連絡協議会)

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 ガールスカウト岐阜市連絡協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	令和6年3月に青少年各種団体運営費補助金交付要綱を改正し、事業補助に切り替え、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めた。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	239

(4) 補助の見直し(一般社団法人岐阜少年少女合唱団)

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 一般社団法人岐阜少年少女合唱団に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	令和6年3月に青少年各種団体運営費補助金交付要綱を改正し、事業補助に切り替え、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めた。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	241

(5) 補助の見直し(岐阜ジュニア吹奏楽団)

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜ジュニア吹奏楽団に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	令和6年3月に青少年各種団体運営費補助金交付要綱を改正し、事業補助に切り替え、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めた。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	241

(6) 補助の見直し(岐阜市バトントワリング少年団育成連絡協議会)

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜市バトントワリング少年団育成連絡協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	令和6年3月に青少年各種団体運営費補助金交付要綱を改正し、事業補助に切り替え、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めた。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	241

(7) 補助の見直し(岐阜市シニアリーダークラブ)

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 岐阜市シニアリーダークラブに対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。	令和6年3月に青少年各種団体運営費補助金交付要綱を改正し、事業補助に切り替え、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めた。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	242

88 日本ボーイスカウト岐阜市協議会運営費補助金

(3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。	日本ボーイスカウト岐阜市協議会運営費補助金は、目的が類似している青少年各種団体運営費補助金交付要綱(令和6年3月に事業補助に改正)として一本化して支出する。	○	教育委員会	社会・青少年教育課	243

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
包括外部監査人	竹中 雅史	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日	△:検 討 中 検討中のもの
監査委員公表日	令和6年12月23日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
260	12	53	325

89 障害児・者団体運営費補助金

(2) 補助金の額（一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会）

指摘及び意見	措置状況（令和5年度末）	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金として維持するのであれば、収益事業における利益部分を差引いた額を基にして、補助金の額を決定すべきである。そうしないのであれば、補助金ではなく委託事業とすべきである。	令和6年度から収益事業における利益部分を差引いた額を基にして、補助金の額を決定する予定。	△	福祉部	障がい福祉課	247

91 保健医療関係団体補助金

(1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況（令和5年度末）	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、「本市における保健及び医療の充実及び発展並びに市民の健康増進を図る」という現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。	現行の岐阜市保健医療関係団体補助金交付要綱を事業ごとに細分化し、補助金交付対象団体を特定せず、広く申請可能な補助事業とした。	○	保健衛生部	保健医療課、保健衛生政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課	256

(3) 補助金算定根拠

指摘及び意見	措置状況（令和5年度末）	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 補助金の内容毎に補助金の算定根拠を作成すべきである。	岐阜市以外からの補助金等の受け入れの有無などを踏まえ、各補助事業の対象経費を明確にし、補助金の内容毎に補助金の算定根拠を作成した。	○	保健衛生部	保健医療課、保健衛生政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課	258

94 勤労者福祉事業補助金

(1) 補助金交付対象団体

指摘及び意見	措置状況（令和5年度末）	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 「勤労者の福祉の増進」という目的で補助金を交付するのであれば、補助金交付対象団体を見直すべきであるし、上記団体の事業に補助金を交付するのであれば、公益上の必要性が認められるかどうかを慎重に吟味した上で、適切な交付目的を設定すべきである。	補助金交付対象団体は、傘下に多数の団体を抱える、全国規模の労働福祉団体及び労働組合の全国中央組織等に属する連合団体の岐阜市内に存する支部等の全てであり、これらの団体が行う勤労者の生活の安定や福祉の増進に寄与する事業は、多数の勤労者の生活の安定や福祉の増進という公益に資するものであり、それらの事業に対する支援は公益上の必要性があるものと判断している。 また、適切な交付目的の設定については、労働組合が労働条件の維持改善や労働者の経済的地位の向上を図るために行う活動は、使用者に対して弱い立場にある労働者の生活の安定につながるものであり、福祉の増進に寄与するものであるため、これまで、労働者の生活の安定という目的は福祉の増進という目的に包含するものとして運用してきたが、指摘を踏まえ、令和6年3月に岐阜市勤労者福祉事業補助金交付要綱を改正し「勤労者の生活の安定」を目的とすることを明記した。	○	経済部	労働雇用課	267

(2) 補助対象事業及び補助対象経費

指摘及び意見	措置状況（令和5年度末）	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 公正かつ有効な補助金の交付となるよう、補助対象事業を精査することが望ましい。	令和6年3月に岐阜市勤労者福祉事業補助金交付要綱を改正し、護憲大会など政治的な対立がみられる論点で開催される事業は、行政の政治的中立性に疑義が生じうるため、補助対象としないことを明記した。 また、個別の団体交渉に係る経費については、当該事業がその他の職場に影響を与え、勤労者の福祉の向上に繋がるなど、公益性が認められると判断できる場合に限り補助対象とすることとした。	○	経済部	労働雇用課	268

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の補助金、負担金及び交付金	結果欄の記載方法
監査実施年度	令和2年度	○、△、×のいずれかを記入
包括外部監査人	竹中 雅史	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
提出日(最新提出日)	令和6年3月31日	△:検討中 検討中のもの
監査委員公表日	令和6年12月23日	×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
260	12	53	325

95 人権推進事業補助金

(1) 交付目的と補助対象団体

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 「人権の擁護及び人権啓発の推進」という交付目的を維持するのであれば、「法令に基づき人権推進事業を実施する団体」と限定した規定ではなく、広く「人権推進事業を実施する団体」と規定した上で、交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、交付要綱において、特定の団体に補助金を交付する必要性、合理性が明らかとなるような交付目的及び補助対象団体を定めるべきである。	要綱を改正し「同和問題」に限定した改正要綱となっており、対象団体は限られているため公募はしない。また、特定の団体に補助金を交付する要綱とはせず、補助事業者の要件を定める要綱として いる。	×	市民協働 推進部	人権啓発センタ ー	270

第9 事業・個人

105 農林水産関係振興補助金

(3) 補助の見直し

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【指摘】 いずれの補助金も事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即して具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額も具体的に設定すべきである。	岐阜市園芸振興会への補助については、令和6年3月に要綱の改正、要領の制定を行い、事業補助へと切り替えた。 また、岐阜市青年農業会議への団体育成補助金については、当該団体の解散に伴い、令和5年度をもって、廃止とした。	○	経済部	農林課	297

117 耐震シェルター等設置補助金

(1) 効率性

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 より効果的な補助金制度となるよう検討することが望ましい。	補助要件について、ニーズおよび他都市の制度を参考にし、補助金交付要綱の改正(2階建て以下とする制限の変更、掲載製品以外を補助対象へ追加)を行った。	○	まちづくり 推進部	建築指導課	311

118 空き家改修費補助金

(1) 公平性

指摘及び意見	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
【意見】 「空き家の流通及び活用を促進し、もって本市の定住人口の増加及び人口流出の抑制を図る」という目的をより達成できるよう、自己取得及び自己定住に限定する要綱の見直しを検討することが望ましい。	令和6年度上期中に、自己取得及び自己定住の要件を含む補助要件を緩和する。	△	まちづくり 推進部	空家対策課	312